

Title	アメリカ倒産法における管財機関の生成と信託理論(2・ 完)
Sub Title	Development of a bankruptcy trustee in the United States: from a trust theory viewpoint(2)(Fin)
Author	工藤, 敏隆(Kudo, Toshitaka)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.29 (2014. 4) ,p.325- 349
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20140423-0325

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ倒産法における 管財機関の生成と信託理論（2・完）

工 藤 敏 隆

- 一 はじめに
- 二 黎明期の倒産法（18世紀ないし19世紀）
 - 1 植民地時代および独立直後の倒産法
 - 2 初期の連邦破産法における管財機関
 - 3 信託と信認関係
 - 4 信託理論と倒産法の関係
- 三 恒久的倒産法の成立と再建型手続の創設
 - 1 1898年連邦破産法の立法および改正経過
 - 2 管財人の職務・権限
 - 3 信託と信認関係
 - 4 信託理論と倒産法の関係（以上前号）
- 四 現行連邦倒産法における管財機関と信託理論（以下本号）
 - 1 現行連邦倒産法の立法および改正経過
 - 2 管財人の職務・権限
 - 3 信託理論と倒産法の関係
 - 4 管財人の信認義務に関する議論の状況
- 五 おわりに

四 現行連邦倒産法における管財機関と信託理論

1 現行連邦倒産法の立法および改正経過

連邦議会が設置した合衆国倒産法委員会（The Commission on the Bankruptcy Law of the United States）¹¹²⁾ が1973年に連邦議会に提出した破産法改正案（委員会案（Commission's Bill））¹¹³⁾ は、既存の会社再建（更生）と債務整理計画を統合

し、管財人選任を任意的とする新たな再建型手続の新設等を内容としていた¹¹⁴⁾。これに対し、全国倒産裁判官会議（National Conference of Bankruptcy Judges）が1975年に連邦議会に提出した破産法改正案（裁判官案（Judges' Bill））¹¹⁵⁾は、2種類の再建型手続を維持する内容であったが、審議過程で両法案の妥協が図られ、現行の連邦倒産法（1978年連邦倒産法）が成立した¹¹⁶⁾。なお、旧倒産規則については、1983年に制定された連邦倒産規則（Federal Rules of Bankruptcy Procedure）（以下「倒産規則」という）¹¹⁷⁾によって全面改正が行われた。

連邦倒産法は、1898年連邦破産法を全面的に改め、清算（第7章手続）、地方自治体の再建手続（第9章手続）、再建手続（第11章手続）、規則的年収のある家族的農業者の債務整理手続（第12章手続）および定期的収入のある個人を対象とする再建手続（第13章手続）を規定した。第7章手続は管財人を必要的機関とするが、第11章手続は手続開始後も債務者が財産管理処分権を維持するDIP型を原則とする（詳しくは後述する）。第13章手続においては、債務者は手続開始後も財産の管理処分権を有し（同法1303条、1306条(b)）、債務者財産の換価

112) Act of July 24, 1970, Pub. L. No. 91-354, § 1(b), 84 Stat. 468, 468 (1970).

113) H.R. 10792, 93rd Cong., 1st Sess. (1973); S. 4026, 93rd Cong., 1st Sess. (1973). (The bills were reintroduced in the 94th Congress as H.R. 31 and S. 236.)

114) Eric A. Posner, The Political Economy of the Bankruptcy Reform Act of 1978, 96 Mich. L. Rev. 47, 114-15 (1997); Skeel, *supra* note 3 at 176.

115) H.R. 32, 94th Cong., 1st Sess. (1975); S. 235, 94th Cong., 1st Sess. (1975).

116) Bankruptcy Reform Act of 1978, Pub. L. No. 95-598, § 1471, 92 Stat. 2549, 2688 (1979).
詳しい審議経過については以下を参照。Skeel, *supra* note 3 at 177; Tabb, *supra* note 3 at 32-33; Kenneth N. Klee, Legislative History of the New Bankruptcy Law, 28 DePaul. L. Rev. 941 (1979). 霜島甲一「アメリカ合衆国連邦破産法改正の背景と草案について」判タ306号43頁（1974年）、高木新二郎『アメリカ連邦倒産法』7頁（1996年）、同・前掲注5）NBL283号34頁、加藤哲夫「アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章(1)」早大比較法学11巻1号101頁（1976年）、村田・前掲注5）民商129巻4＝5号195頁、玉井裕貴「『DIP型』再建手続における監督メカニズム—アメリカ連邦倒産法第11章手続における監督機関構成とその実情」慶應法学28号227頁（2014年）。

117) Federal Rules of Bankruptcy Procedure (By order dated April 25, 1983, effective August 1, 1983).

による清算は行われないため、管財人の職務は債務者の後見的監督と、債務者の将来の収益による債権者への弁済の実施に関するものに限定される¹¹⁸⁾。本稿では、第7章手続と第11章手続を検討対象とする。

なお、連邦倒産法制定時に、連邦地方裁判所に付属する常設の機関として、倒産裁判官 (bankruptcy judge) によって構成される連邦倒産裁判所 (United States Bankruptcy Court) が新設された¹¹⁹⁾。その後、1984年に制定された倒産法改正並びに連邦裁判官職法¹²⁰⁾ により、連邦倒産裁判所は、倒産事件の裁判権を有する連邦地方裁判所¹²¹⁾ の付託を受け (同157条(a))、同裁判所の一構成単位 (unit) として倒産事件に関する権限を行使するとされた (同151条)¹²²⁾。

118) 規定の文言上は、第13章手続の管財人は第7章手続の管財人と同様の権限を有するとされている (連邦倒産法1302条(a)(b))。

119) 1984年改正前の合衆国法典第28編 (Title 28 of the United States Code) 151条(a)、1471条(c))。倒産裁判官は、所属する巡回区の連邦控訴裁判所によって14年任期で任命され、連邦地方裁判所の司法職員 (judicial officer) としての地位を有し (同152条(a)(1))、連邦倒産法に基づくすべての事件、および同法に基づいて生じまたは同法に基づく事件の中で生じるすべての核心手続 (core proceedings) について審判権を有する (同157条(b)(1))。核心手続は例示列举されており、財団の管理や届出債権の認否等がこれに属している (同条(b)(2))。

120) Bankruptcy Amendments and Federal Judgeship Act of 1984, Pub. L. No. 98-353, 98 Stat. 333 (1984)。同法は、連邦倒産裁判所が合衆国憲法第3章の司法権を行使することを違憲とした連邦最高裁判所判決 (Northern Pipeline v. Marathon Pipe Line, 458 U.S. 50 (1982)) を受けて制定された。

121) 連邦地方裁判所は、連邦倒産法に基づくすべての事件につき、独占的な第一審裁判権を有する (合衆国法典第28編1334条(a))。また、連邦地方裁判所は、連邦倒産法から生じ、または同法につき生じもしくは同法に関連するあらゆる民事手続について、連邦議会制定法が連邦地方裁判所以外の裁判所に独占的な裁判権を付与する場合であっても、非独占的な第一審裁判権を有する (同条(b))。

122) 倒産裁判所の決定に対する上訴審の裁判権は、巡回区司法会議によって選任された3名の倒産裁判官によって構成される倒産上訴部 (Bankruptcy Appellate Panel) が設置されている巡回区においては同部が有し (同158条(b)(1))、それ以外の巡回区では連邦地方裁判所が有する (同条(a))。連邦地方裁判所および倒産上訴部の決定に対する上訴については、連邦控訴裁判所が裁判権を有する (同条(d)(1))。

2 管財人の職務・権限

(1) 連邦管財官の新設

管財機関についての重要な変更点としては、管財人に対する常設の公的な監督機関である、連邦管財官（U. S. Trustee）の新設がある。連邦管財官は、管財人の日常的業務に対する監督強化、並びに裁判官の負担軽減および紛争処理業務における中立性確保を目的として導入された¹²³⁾。制定当初は、一部地区での試験的な施行であったが¹²⁴⁾、1986年に制定された倒産裁判官、連邦管財官および家族的農業者倒産法¹²⁵⁾により、全国における恒久的制度となった¹²⁶⁾。

連邦管財官は、連邦司法長官によって任命され、その監督に服する報酬・独立採算制の司法省職員である（合衆国法典第28編581条、586条(c)(e)、589条(a)）¹²⁷⁾、連邦管財官は倒産事件の監督全般を職務とするが（同法586条）、主要なものとして、管財人の給源となる民間管財人名簿（a panel of private trustees）の作成管理（同条(a)(1)）、倒産事件の管理および管財人の監督（同(3)）、第7章手続開始後の仮管財人（interim trustee）の選任（連邦倒産法701条(a)）、債権者集会の招集・主宰（同法341条）がある。

123) See, H.R. Rep. No. 595, 95th Cong., 1st Sess. 88-115 (1977); J. Trost, et. al., The New Federal Bankruptcy Code, 7-11 (ALI-ABA 1979); Louis W. Levitt, Bankruptcy Administration and the Brookings Report - A Critical Analysis 77 Com. L. J. 179, 180 (1972).

124) Act of Nov. 6, 1978, Pub. L. No. 95-598, §§ 1501-151326, 92 Stat. 2651-57 (1978) (codified at 11 U.S.C. §§ 1501-151326 (Supp. III 1979) (repealed 1986)).

125) Bankruptcy Judges, United State Trustees, and Family Farmer Bankruptcy Act of 1986, Pub. L. No. 99-554, 100 Stat. 3088 (1986).

126) ただし、アラバマ州およびノースカロライナ州については適用が除外されており、連邦控訴裁判所が民間の弁護士から任命する倒産管理人（bankruptcy administrator）が連邦管財官の職務を行う（Pub. L. No. 99-554, § 302(d)(3) (1986)）。

127) 単数または複数の連邦地裁管轄区域をもって構成される全国21区域に、各1名が5年任期で任命される（同581条(a)(b)）。連邦司法長官は、連邦管財官を補佐する連邦管財官補（Assistant United States Trustee）を任命することができる（同582条）。

(2) 第7章手続における管財人

管財人の主な職務は、財団に属する財産の管理および換価（連邦倒産法704条(1)(4)、363条、365条）、債権調査（同法704条(5)）、配当の実施（同法726条）など、おおむね従前と同様であるが、連邦管財官の新設により選任手続が変更された¹²⁸⁾。連邦管財官は、救済命令（order for relief）¹²⁹⁾の後遅滞なく、民間管財人名簿登載者¹³⁰⁾、または第7章手続開始前に別の倒産処理手続で管財人の職務を行っていた者を、仮管財人に選任しなければならない（同法701条(a)(1)）。債権者集会において、総債権額の20%以上を有する債権者の請求があった場合は、債権者集会での投票により管財人を選任することができるが（同法702条(b)）、実際には債権者が投票を請求することは稀である¹³¹⁾。債権者が管財人を選任しない場合、仮管財人が管財人に就任する（同条(d)）。

なお、債権者が、管財業務に対する助言等を行う機関である債権者委員会を選任することは、条文上は従前通り可能であるが（同法705条）、第7章手続では選任は稀である¹³²⁾。

128) 管財人の選任手続の詳細について、以下を参照。United States Department of Justice, United States Trustee Program Policy and Practices Manual, vol. 2 (Chapter 7 Case Administration) (2012) [http://www.justice.gov/ust/uo/ust_org/ustp_manual/docs/Volume_2_Chapter_7_Case_Administration.pdf] (last visited Dec. 23, 2013).

129) 自発的（債務者）申立ての場合、申立ての時点で手続が開始し、かつ救済命令があったとみなされる（連邦倒産法301条）。非自発的（債権者）申立ての場合、裁判所は、債務者が適時に答弁書を提出しなかった場合、または、トライアルを経て、債務者が弁済期にある債務を一般的に支払わない状態にある場合、もしくは申立前120日以内に財産管理人等が選任されていた場合等に、救済命令を発しなければならない（同法303条(h)）。

130) 民間管財人名簿に登載されるためには、連邦倒産法所定の要件（同321条）および連邦司法長官が定める資格要件（28 U.S.C. 586(d), 28 CFR 58.3）の充足に加え、運用上、納税状況や信用情報等の調査を経ることが求められる。U.S. Dep. of Justice, *supra* note 128, at 5.

131) Federal Judicial Center, How Cases Move Through Federal Courts, Chapter 7 Bankruptcy Cases, Trustee Selection [<http://www.fjc.gov/federal/courts.nsf/autoframe?OpenForm&nav=menu4c&page=/federal/courts.nsf/page/9D6425CB60E50CC685256A3000642531?opendocument>] (last visited Dec. 23, 2013).

132) Robert E. Ginsberg & Robert D. Martin, Ginsberg & Martin on Bankruptcy, vol. 1 4-43 (2012-1 Supplement), (5th ed., 2003).

（3）第11章手続における管財人

第11章手続は、手続開始後も債務者が原則として財産の管理処分権を有するDIP型を原則とする（連邦倒産法1107条(a)）。裁判所が管財人選任命令を発するのは、利害関係人や連邦管財官の申立てがあり、裁判所が告知と聴聞を経た上で、債務者の経営陣について、手続開始前もしくは後において、債務者の事業に関し無能や重大な過誤等を含む相当の事由を認めた場合、または、管財人の選任が債権者や株主その他の利害関係人の利益に適合すると認めた場合に限られる（同法1104条(a)）。

第11章手続において、連邦管財官は管財人の選任について以下の権限を有する。連邦管財官は、債務者の経営陣が、経営や財務に関する犯罪行為、詐欺、不誠実な行為に関与すると疑う合理的理由がある場合には、管財人選任の申立てを行わなければならない（同条(e)）。また、管財人選任命令の後30日以内に、利害関係人の請求があったときは、連邦管財官は管財人選任のための債権者集会を招集する。この集会における管財人選任要件は第7章手続と同様であるが、選任の効力は連邦管財官の認証によって生じる（同条(b)）。債権者集会による管財人選任が行われなかった場合は、連邦管財官が管財人を選任する（同条(d)）。

また、第11章手続においては、原則として一般債権者による債権者委員会（creditors' committee）が必要的機関とされ¹³³⁾、手続開始後、連邦管財官が同委員を選任しなければならない（同法1102条(a)(1)）。利害関係人の申立てがある場合には、裁判所は追加の債権者委員会委員や、持分権者（株主）委員会（equity security holders' committee）の委員を選任することもできる（同条(a)(2)）。債権者委員会は、手続の運営に関し管財人またはDIPとの協議を行うこと、再建計画の作成に関する事項の調査や、作成に参加すること（同法1103条(c)(1)(2)(3)）、手続過程の問題につき利害関係人として意見陳述をすることができる（同法1109条(b)）。チャンドラー法における会社再建では、債権者委員会は

133) 債務者が連邦倒産法101条（51D）に定める小規模企業であり、相当の理由がある場合、利害関係人は、裁判所に対し、債権者委員会を組織しない決定を求めることができる（1994年改正後の連邦倒産法1102条(a)(3)）。

任意的機関で、委員の選任は債権者集会が行っていた（前記三2(1)）。これに対し現行法では、債権者委員会は必要的機関となり、委員の選任も連邦管財官や裁判所が行うこととなったため、自治的監督制度ではあるが、公的監督の性質も加味する方向の修正が行われたといえる。

なお、第11章手続における証券取引委員会（SEC）の権限は従前よりも縮小され、事件に関する争点を提示し裁判所に意見を述べる（同条(a)）や、計画案とともに提出された開示説明書（written disclosure statement）が適切な情報を含んでいるかについて意見を述べる（同法1125条(d)）¹³⁴⁾、手続に関する裁判や開示説明書の承認に不服申立てをすることはできなくなった¹³⁵⁾。

3 信託理論と倒産法の関係

(1) 狭義の信託と信託類似の関係

アメリカ法律協会（American Law Institute）は、信託法第2次リステイトメントのうち投資に関するルールの部分について、受託者の投資権限に関するブルーデント・インベスター・ルールとして1990年に承認し、1992年に刊行した¹³⁶⁾。その後、信託法第2次リステイトメントは全体について改正が行われ、2003年から2012年にかけて第3次リステイトメントとして刊行された¹³⁷⁾。他方で、統一州法委員会全国会議（Uniform Law Commission: National Conference of Commissioners on Uniform State Laws）¹³⁸⁾も、信託分野でのモデル州法案作成事業として、投資に関するルールを、1994年に統一ブルーデント・インベスター法（Uniform Prudent Investor Act）として制定し、さらに、信託分野の既

134) SECは、同条が意見聴取の対象とする「機関または公務員」に該当する。

135) SECの役割のチャンドラー法からの変化について、以下を参照。Allen F. Corotto & Irving H. Picard, Business Reorganizations under the Bankruptcy Reform Act of 1978—A New Approach to Investor Protections and the Role of the SEC, 28 DePaul L. Rev. 961 (1979).

136) Restatement of the Law (Third), Trusts: Prudent Investor Rule (1990).

137) Restatement of the Law (Third), Trusts (2003-2012).

存の判例法や制定法を下地に、統一ブルーデント・インベスター法も取り込んだ包括的ルールとして、2000年に統一信託法典（Uniform Trust Code）を制定した¹³⁹⁾。以下では同法典についても、信託法第3次リステイトメントと併せて参照することとする。

統一信託法典は、適用対象を明示信託（前記三3(2)）に限定する（同法典102条）。また、信託法第3次リステイトメントは、レシーバーシップや倒産手続のtrusteeは同リステイトメントが定める信託に該当しない旨を規定するとともに（同リステイトメント5条(d)）、担保手段（security device）や、債権者の利益のための債務整理計画（arrangement for the benefit of creditors）としての信託の利用について、同リステイトメントの適用対象外とする（同1条コメントb）。しかし他方で、同リステイトメントのコメントは、担保手段や債務整理としての信託に適用されるルールも一部存在することを認めている（同1条コメント）このように、倒産手続の管財人が行う財産管理は、信託類似の関係として狭義の信託とは区別されているが、信託理論の一部が適用されることは、以前のリステイトメントと同様である。

(2) 信託受託者の信認義務

信託法第3次リステイトメントにおいても、信託受託者が注意義務と忠実義務を中核とする信認義務を負うことは従前と同様であるが、規定の文言が実際の義務の内容に合致するように修正された。信託法第3次リステイトメント86

138) 統一州法委員会全国会議は1982年に創設された非営利の団体であり、アメリカ法律協会とアメリカ法曹協会（American Bar Association）から選任された、法曹有資格者（弁護士、裁判官、法科大学院教員など）からなる委員によって組織され、様々な法領域においてモデル州法典の作成を行っている。See, Uniform Law Commission, About the ULC [[http://uniformlaws.org/Narrative.aspx?title=About the ULC](http://uniformlaws.org/Narrative.aspx?title=About%20the%20ULC)] (last visited Dec. 23, 2013).

139) 統一信託法典は、制定後に数次の修正を経ており（最終修正は2010年）、現在では26州とワシントンDCが採択済みである。Unif. Trust Code (2010) [[http://www.uniformlaws.org/LegislativeFactSheet.aspx?title=Trust Code](http://www.uniformlaws.org/LegislativeFactSheet.aspx?title=Trust%20Code)] (last visited Dec. 23, 2013). 邦訳として、大塚正民＝樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』207頁（有信堂高文社、2002年）。

条は、受託者は、その職務上の権限行使について、同第15章等で規定する信託義務に合致しなければならない旨を規定する。第15章は様々な義務を規定するが、注意義務の総則的規定である同77条(2)は、受託者の思慮分別義務 (duty of prudence) として、「合理的な注意、技能、用心」 (reasonable care, skill and caution) を要すると規定し、信託法第2次リスティメントにおける「自己の財産を取り扱う場合と同様の注意義務」の文言を、実態に合致したものに改めた。また、投資に関しては、信託法第3次リスティメント90条が、プルデント・インベスター・ルール (prudent investor rule: 合理的な投資家のルール) によることを確認した¹⁴⁰⁾。なお、統一信託法典も同旨の規定を置いている (同法典801条、804条)。

一方、忠実義務についての総則的規定は従前と同様であるが (信託法第3次リスティメント78条(1))、受託者は、きわめて例外的な場合を除き、自己取引や、信託義務と個人的利益が相反する取引を厳格に禁じられる旨の規定が加えられた (同条(2))。また、統一信託法典802条も、利益相反取引の厳格な禁止や、利益相反取引該当性の具体的基準、および利益相反の回避方法について詳細に規定している。

なお、前述のとおり、信託法第1次および第2次リスティメントにおいては、受託者が受益者以外の第三者に対し契約または不法行為により生じさせた責任について、受託者は自己の固有財産で責任を負うものとされていた。しかし、信託法第3次リスティメントではこれを変更し、受託者が信託管理の過程で第三者に対する責任が生じた場合には、原則として受託者の職務上の地位、すなわち信託財産が責任を負うものとする (信託法第3次リスティメント105条)¹⁴¹⁾。また、統一信託法典も、受託者は、第三者との間で、受託者とし

140) 前記三4(2)のとおり、信託法第2次リスティメントも「思慮分別を有する者 (prudent man)」の基準を採用していたが、同リスティメントの起草者による「安全第一の投資運用とすべき」との解釈が強い影響力を有していた。信託法第3次リスティメントと統一プルデント・インベスター法は、従前と同じ prudent の語を用いているが、本来の意義に立ち返る趣旨が込められている (樋口範雄「受託者の義務」大塚=樋口・前掲注139) 142頁)。

て顕名の上で権限内で契約を締結した場合には、原則として個人責任を負わないこと（統一信託法典1010条(a)）、および受託者が、信託の管理運用の過程でした不法行為、または信託財産の所有・支配から生ずる義務に関して負う責任については、受託者に個人的過失がある場合に限り個人的責任を負う（同条(b)）旨を規定している。その結果、信託財産と受託者間の責任分担の問題は、賠償請求（surcharge）や費用補償手続（indemnification）等によって解決が図られることになる¹⁴²⁾。

(3) 倒産手続の管財機関の信認義務

連邦倒産法は、管財人の財団の収集・換価業務の遂行について、利害関係人の利益に最も適合すべき方法による旨の規定（同法704条(1)）の外に、管財人の職務遂行規範についての規定を有さず、管財人の信認義務¹⁴³⁾に関する判例法

141) ただし、①受託者が信託管理の過程で締結した契約に基づき、(a)受託者が信託違反をした場合、もしくは(b)受託者としての地位を顕名せず相手方たる第三者に覚知されなかった場合、または、②信託管理の過程での不法行為、もしくは受託者の信託財産の所有・管理から生じた義務で、受託者に帰責性がある場合には、受託者個人も第三者に対し責任を負う（信託法第3次リステイトメント106条）。

142) Austin W. Scott, et. al., *Scott and Ascher on Trusts*, vol. 4, 1876 (5th ed., 2006). 統一信託法典1010条の素地とされている、2010年改正前の統一遺産管理法典7-306条もこの旨を規定していた。See, *Unif. Probate Code section 7-306(d)* (amended 2010).

143) 現行連邦倒産法における管財人の信認義務に関する論稿として、以下のものがある。
Richard B. Levin, *Towards a Model of Bankruptcy Administration*, 44 S. C. L. Rev. 979 (1992); Daniel B. Bogart, *Finding the Still Small Voice: The Liability of Bankruptcy Trustees and the Work of the National Bankruptcy Review Commission* 102 Dick. L. Rev. 703 (1997); Ralph C. McCullough, *Trustee Liability: Is There Enough Protection for These "Arms of the Court?"*, 103 Com. L. J. 123 (1998); David W. Allard, *Personal Liability of Trustees and Debtors in Possession: Review of the Varying Standards of Care in the United States*, 106 Com. L. J. 415 (2001); Theresa J. Pulley Radwan, *Trustees in Trouble: Holding Bankruptcy Trustees Personally Liable for Professional Negligence*, 35 Conn. L. Rev. 525 (2002); Steven Rhodes, *The Fiduciary and Institutional Obligations of a Chapter 7 Bankruptcy Trustee*, 80 Am. Bankr. L. J. 147 (2006); Elizabeth H. McCullough, *Bankruptcy Trustee Liability: Is There a Method in the Madness?* 15 Lewis & Clark L. Rev. 153 (2011).

に委ねられていることは従前と同様である。管財人の信託義務が、狭義の信託受託者とほぼ同内容であること、すなわち①忠実義務に基づく自己取引禁止義務¹⁴⁴⁾、受益者との利益衝突の禁止義務¹⁴⁵⁾、その他不適切な外観を有する行為の禁止義務¹⁴⁶⁾を負うことや、②注意義務を負っており、その基準として思慮分別を有する者 (prudent man) の基準を用いること¹⁴⁷⁾については現行法下の判例も繰返し判示しており、争いはない。しかしながら、連邦倒産法施行後は、管財人の信託義務に関し、狭義の信託には存在しない論点について活発に議論されている。代表的なものは、①信託義務を負う相手方である受益者の範囲、②注意義務違反の責任の成立に要する故意や過失の程度、および③裁判所の許可・承認による責任免除の要件であり、以下これらについて詳述する。

4 管財人の信託義務に関する議論の状況

(1) 受益者の範囲

連邦倒産法下の裁判例も、管財人が、受益者に対し個人としての地位で負う信託義務違反の責任と、受益者以外の第三者に対し財団代表者としての地位で負う不法行為責任および契約責任を区別している。後者の場合、管財人が権限内でした行為¹⁴⁸⁾については財団が責任を負い、管財人個人は直接に責任を負わない¹⁴⁹⁾。したがって、管財人に対する損害賠償請求の主体が受益者か第三者かの区別は、責任の主体を判断する上で意味を有する¹⁵⁰⁾。狭義の信託にお

144) *In re Lowry Graphics*, 86 B.R. 74, 79 (Bankr. S.D. Tex. 1988); *In re Redman*, 69 B.R. 27, 29 (Bankr. D. Haw. 1986); *Stubb v. Estrada* (*In re San Juan Hotel Corp.*), 71 B.R. 413 (D. P.R. 1987). (最後の裁判例は第11章手続の事案)

145) *Assistant United States Trustee v. John Galt, Ltd.* (*In re John Galt, Ltd.*), 130 B.R. 464 (S.D. W. Va. 1989); *Gross v. Russo* (*In re Russo*), 18 B.R. 257 (Bankr. E.D. N.Y. 1982).

146) *In re Grodel Manufacturin*, 3 B.R. 693 (Bankr. D. Conn. 1983).

147) *Weaver*, 680 F.2d at 461; *Sherr*, 552 F.2d at 1374; *In re Johnson*, 518 F.2d 246, 251 (10th Cir. 1975), cert. denied, 423 U.S. 893, 96 S. Ct. 191, 46 L. Ed. 2d 125 (1975); *Hall v. Parry* (*In re Cochise College Park, Inc.*), 703 F.2d 1339, 1357 (9th Cir. 1983); *Reich v. Burke* (*In re Reich*), 54 B.R. 995, 998 (Bankr. E. D. Mich. 1985); *United States v. Aldrich* (*In re Ridgen*), 795 F.2d 727, 730 (9th Cir. 1986). (最後の裁判例は第11章手続の事案)

ける受益者は、設定者（委託者）が信託条項によって指定する（信託法第3次リステイトメント44条）ことにより自明である。これに対し¹⁵¹⁾、倒産手続においては、そもそも設定者や信託条項の概念は存在せず、受益者の範囲を規定する条文も存在しない。そのため、受益者の範囲について、以下のとおり議論がある。

(a) 一般債権者および優先債権者

判例は、財団に対するあらゆる種類の債権者が受益者であるとしており¹⁵²⁾、一般債権者に加え、手続費用債権（administrative expenses）（連邦倒産法503条(b)) 者やその他の優先債権者¹⁵³⁾ が含まれるとする¹⁵⁴⁾。

148) 古い裁判例には、財団管理上の行為であっても、管財人に過失がある場合には権限外行為として個人責任を負わせるものが散見された（McCauley v. Jackson (In re United Eng'g & Contracting Co.), 151 N.Y.S. 120, 121 (N.Y. App. Div. 1915); Noyes v. Gold, 34 N.E. 2d 1, 7 (Ill. App. Ct. 1941)）。しかし、現行法下の裁判例では、管財人の行為が制定法に違反していたり、過失があったとしても、直ちに権限外の行為（ultra vires）とは認定されない旨が指摘されている（Schechter v. Ill. Dep't of Revenue (In re Markos Gurnee P'ship), 182 B.R. 211, 224 (Bankr. N.D. Ill. 1995)）。

149) 例えば、Chambers v. Silliman (In re Bryan), 308 B.R. 583, 585 (Bankr. N.D. Georgia 2004) は、債務者に対し非弁行為を働いたとして管財人から告発された者が、管財人に対し不当告訴および名誉棄損を主張して倒産裁判所に対審手続を申し立てた事案において、判旨は、管財人はその職務の範囲内で行動し、制定法上の義務に従って、倒産犯罪を構成する疑いのある行為を通報したのであり、個人責任から免除されとした。また、In re Weisser Eyecare, Inc., 245 B.R. 844, 851 (Bankr. N.D. Ill. 2000) は、債務者の主要株主でありオフィサーであった者が、第7章手続の前任管財人に対し、同人と第三者間の訴訟から得られる利益の分配に関する合意に違反した旨を主張した事案において、前任管財人の利益分配の懈怠は権限外の行為とはいえないとして、個人責任追及の提訴許可申立てを却下した。

150) Tiller, supra note 107, at 93; R. C. McCullough, supra note 143, at 126; E. H. McCullough, supra note 143, at 162.

151) ただし、福祉、教育、宗教や地方公共団地等の利益の目的で設定される公益信託（charitable trust）においては、受益者の指定を必要としない（信託法第3次リステイトメント28条コメントc）。

152) United Pac. Ins. Co. v. McClelland (In re Troy Dodson Constr. Co.), 993 F.2d 1211, 1216 (5th Cir. 1993); Ford Motor Credit Co. v. Weaver, 680 F.2d 451, 461-462 (6th Cir. 1982).

また、未履行契約 (executory contract) および期間満了前貸借契約について、管財人は、裁判所の許可を得て引受けまたは拒絶をすることができるが (同法365条(a))、チャンドラー法の会社再建 (更生) 手続の管財人に関する事案である Hall v. Perry (In re Cochise College Park, Inc.) 事件判決 (第9巡回区連邦控訴裁判所、1983年) は、管財人が拒絶を決意したにもかかわらず必要な手続を遷延し、契約の履行を継続した相手方に損害を生じさせた場合には、管財人は相手方に対し信認義務違反の責任を負うとした¹⁵⁵⁾。ただし、ここでの未履行契約とは、一般に、「倒産手続申立時に契約当事者双方の債務が履行されていないため、当事者の一方による不履行が契約違反となり、その相手方の履行義務を免れさせる契約」¹⁵⁶⁾と定義されているから、その相手方とは手続開始前に債務者自身が締結した契約の相手方であり、手続開始後に管財人自身が締結した契約の相手方は含まれないことになる。

(b) 担保付債権者

財団所属財産を目的とする担保権¹⁵⁷⁾ によって担保された債権と、相殺権を

153) 最優先順位は扶養料・養育費債権 (claims for domestic support obligations) であり (連邦倒産法508条(a)(1))、その他主要な優先債権としては、申立日前・営業停止日直前180日間の労働債権や、租税債権 (同条(a)(8)) がある。

154) In re Harper, 2005 WL 2972968 (Bankr. W.D.N.Y. 2005). 同裁判例は、債務者が、財団除外財産の範囲を拡大した新たな州法の適用を受けるため、係属中の第7章手続の取下げを申し立てたのに対し、管財人が異議申立てをした事案である。裁判所は申立てを却下したが、その理由中で、連邦倒産法704条(1)が、管財人は財団の換価につき、利害関係人の利益に最も適合する方法によるべき旨を定めているが、この利害関係人には優先債権者も含むとし、本件では取下が許可された場合に弁済を受けられなくなる租税債権者の利益を無視できないため、管財人の異議は正当であるとした。

155) Hall v. Perry (In re Cochise College Park, Inc.), 703 F.2d 1339, 1357 (9th Cir. 1983). ただし、本判決は、管財人が行う承認または拒絶の選択自体は裁量事項であることを前提とする。

156) Vern Countryman, Executory Contracts in Bankruptcy, 57 Minn. L. Rev. 439, 460 (1973); Lubrizol Enterprises, Inc., v. Richmond Metal Finishers, Inc., 756 F.2d 1043 (4th Cir. 1985).

157) ここでの担保権は、約定担保権 (security interest)、制定法上のリーエン (statutory lien)、判決リーエン (judicial lien) など、債務の履行を担保するための財産上の負担のすべてを含む (連邦倒産法101条(37))。

有する債権は、担保付債権（secured claim）として扱われる（連邦倒産法506条(a)(1)）。担保権の目的物も財団に所属するため（同法541条(a)）、倒産手続申立てによる自動的停止（automatic stay）の効果により、担保権の実行は制限される（同法362条(a)）。裁判所が自動的停止からの救済を付与した場合には、担保権の実行が可能になるが（同条(d)(f)(g)）、管財人は、自動的停止からの救済と矛盾しない範囲内で、財団所属財産の使用・売却・賃貸を行うことができる（同法363条(b)ないし(f)）。また、第11章手続においては、再建計画に担保付債権の権利変更の条項を設けることができ（同法1123条(a)）、計画が認可された場合には、担保権の行使は当該条項に従うことになる。

判例には、担保付債権者も受益者に含まれるとして、管財人は担保権設定契約等に反して担保権の内容を恣意的に争い、担保権者に損害を与えることは許されないと判示したものがある¹⁵⁸⁾。他方、一般債権者に対する信認義務との違いを指摘した判例・裁判例として、担保付債権者に対する管財人の信認義務は、保管者（custodian）として担保目的財産を維持する義務であり¹⁵⁹⁾、積極的に投資・運用し収益を上げる義務ではないとしたものがある¹⁶⁰⁾。また、担保目的財産の保管・維持については担保権者自身も責任を負っているため、管財人の責任の有無については、目的財産につき被担保債権額を超えて一般債権者の引当てとなる剰余価値の有無や、財団が目的財産の維持費支弁に必要な現金を有していたかなどの事実関係の考慮が必要であるとする裁判例もある¹⁶¹⁾。これらの帰結として、管財人が担保目的財産の任意売却（private sale）に関し

158) United Pac. Ins. Co. v. McClelland (In re Troy Dodson Constr. Co.), 993 F.2d 1211, 1216 (5th Cir. 1993).

159) Second Nat'l Bank of Nazareth v. Marcincin (In re Nadler), 8 B.R. 330, 333 (Bankr. E.D. Pa. 1980) (1898年連邦破産法の事案); The Peoples Banking Co. v. Derryberry (In re Peckinpugh), 50 B.R. 865, 869 (Bankr. N.D. Ohio 1985); In re Rigden, 795 F.2d 727, 731 (9th Cir. 1986).

160) In re Peckinpugh, 50 B.R. 865 (Bankr. N.D. Ohio, 1985).

161) In re Nadler, 8 B.R. 333; In re Thu Viet Dihn, 80 B.R. 819, 822 (Bankr. S. D. Miss. 1987); United States v. Lasich (In re Kinross Mfg. Corp.), 174 B.R. 702, 706 (Bankr. W.D. Mich. 1994).

て信認義務違反の責任を負うのは、担保目的財産の価値が被担保債権額を上回る見込みがある状況の下で、既に着手した売却交渉を不当に遅延させたなどの例外的な場合に限られると解されている¹⁶²⁾。

(c) 債務者

債務者は、財団を構成しない財産（連邦倒産法541条(b)）や、個人債務者について認められる財団除外財産（exempted property）（同法522条）¹⁶³⁾、および管財人が財団から放棄した財産（同法554条(a)(b)）について、管理処分権を有する。また、債権者への配当実施後の残余財産は、債務者に交付される（同法726条(a)(6)）。裁判例には、管財人は、財団除外財産となる部分を有する財産を管理する場合や、配当実施後の残余財産が見込まれる場合には、財団財産の管理や売却に関し、債務者に対し注意義務違反の責任を負うとしたものがある¹⁶⁴⁾。これらの裁判例は、債務者に対し信認義務違反が成立する可能性を一律には排除していないから、債務者も受益者に含まれる立場を採るものと見られる¹⁶⁵⁾。

(2) 注意義務違反の成立に要する故意・過失の程度

狭義の信託の一般原則によれば、信託違反の責任の成立には、故意または過

162) In re Riverside Inv. P'ship 674 F.2d 634, 640 (7th Cir. 1982); Yadkin Valley Bank & Trust Co. v. McGee, 5 F.3d 750, 754 (4th Cir. 1993).

163) 連邦倒産法の財団除外財産の規定の適用除外 (opt out) をしている州では、財団除外財産の範囲は州法の規定による。それ以外の州では、債務者は州法と連邦倒産法のどちらの規定によるかを選択できる（連邦倒産法522条(b)）。

164) In re Reich, 54 B.R. 995, 1002 (Bankr. E.D.Mich. 1985); In re Central Ice Cream Co., 836 F.2d 1068, 1072-73 (7th Cir. 1987); In re Hutchinson, 132 B.R. 827, 832 (Bankr. M. D.N.C. 1991); Stevem v. Kazis 257 B.R. 112, 114 (Bankr. D. Mass. 2001).

165) なお、第7章手続において、管財人は財団の利益を代表する地位にあり、債務者に対し信認義務は負わない旨を挙げた裁判例や（In re Bashour, 124 B.R. 52 (Bankr. N.D. Ohio 1991)、債務者の利益のために財産を換価する義務は負わない旨を述べた裁判例（Nangle v. Surratt-States (In re Nangle), 288 B.R. 213, 219 (B.A.P. 8th Cir. 2003)）もあるが、前者は管財人解任の申立適格を、また後者は管財人がした詐害行為否認に関する和解に対する異議申立適格を否定する理由として掲げたものであり、信認義務違反による損害賠償請求の事案とは異なる。

失を要する（信託法第3次リステイトメント93条コメントb）。しかしながら、管財人の注意義務違反の責任成立に要する故意・過失の程度に関して、判例は巡回区によって分かれている。これは、前記Mosser v. Darrow事件判決（連邦最高裁判所、1951年）の判示文言の曖昧さから生じているが、実質的には、信託受託者と倒産手続の管財機関との置かれた状況の違いに着目して、故意や重過失の要件を加重するか否かの争いである。

（a）故意を要件とする判例

第4、第6、第7および第10巡回区連邦控訴裁判所の判例は、管財人に注意義務違反の個人責任を負わせるには過失では足りず、故意が必要であるとする¹⁶⁶⁾。その具体的理由としては、Sherr v. Winkler事件判決（第10巡回区連邦控訴裁判所、1977年）が、Mooser v. Darrow事件判決（連邦最高裁判所、1951年）について、管財人やレシーバーは、裁量が許される場合、判断の誤りについては、いかなる場合も個人責任を負わず、故意による義務違反行為についてのみ個人責任を負うこと、および、過失による行為については職務上の地位で責任を負う旨を判示したとの理解を前提に、「倒産手続の管財人と、信託受託者やその他受託者の区別は、倒産手続の複雑性を認識した公共的政策に基づいている」と説示している¹⁶⁷⁾。一方、上記の理解に対し、In re Carter事件判決（ルイジアナ州中部地区連邦倒産裁判所、1998年）は、Sherr v. Winkler事件判決の事案は、管財人が、一般債権者ではなく第三者に対し財団代表者の地位でした行為が問題となったため、責任主体が財団か管財人個人かを議論する意味があったが、管財人が財団財産に損害を与えた事案では、財団自体が責任を負っても損害を填補することは不可能であり、管財人の個人責任のみが問題になる、と指摘している¹⁶⁸⁾。

166) United States v. Sapp, 641 F.2d 182, 184-185 (4th Cir. 1981); Yadkin Valley Bank & Trust Co. v. McGee, 819 F.2d 74, 76 (4th Cir. 1987); Ford Motor Credit Co. v. Weaver, 680 F.2d 451, 461-62 (6th Cir. 1982); In re Chicago Pacific Corp., 773 F.2d 909, 915 (7th Cir. 1985).

167) Sherr, 552 F.2d at 1375.

168) In re Carter, 220 B.R. 276, 295-298 (Bankr M.D. Louisiana, 1998).

(b) 故意または重過失を要件とする判例

第5巡回区連邦控訴裁判所の判例は、管財人に注意義務違反の個人責任を負わせるには重過失 (gross negligence) が必要であるとする¹⁶⁹⁾。その理由については、他の巡回区の連邦倒産裁判所の裁判例であるが、DiStefano v. Stern (In re J.F.D. Enterprises) 事件判決 (マサチューセッツ地区連邦倒産裁判所、1998年) が、以下のとおり説示している¹⁷⁰⁾。

「管財人は、第7章手続や第11章手続において膨大な責任を引き受けるが、債務者の従前の行状に関する基本的情報が十分でないままその地位に送り込まれる。(筆者注：管財人としての適格に関する) 非利害性 (disinterestedness) の要件は、管財人が、事件の重要な論点について、事前の知識を有することを否定する。管財人は、事業を継続する場合には、現に失敗した債務者の経営者よりも健全な意思決定を、また、清算する場合には、事業分野に合致する方法で行うことが期待されるが、これらの管財人の任務は、…債務者、担保権者、一般債権者など関係者の無条件の信頼や助力に頼ることはできない。…当裁判所は、管財人は、重過失がなければ信認義務違反の個人責任を負うべきでないとの結論を導く。」

なお、この問題の立法的解決への動きとして、1994年の連邦倒産法改正によって設立された合衆国倒産法改正委員会 (NBRC: National Bankruptcy Review Commission)¹⁷¹⁾ は、その最終報告書¹⁷²⁾ の中で、管財人が個人責任を負うには、信認義務違反について重過失を要すべきとの提案を行っていた¹⁷³⁾。この提案はDiStefano v. Stern事件の判旨も引用しているが、連邦議会からほとん

169) Dodson v. Huff (In re Smyth) 207 F.3d 758 (5th Cir. 2000).

170) DiStefano v. Stern (In re J.F.D. Enterprises) 223 B.R. 610, 627-28 (Bankr. D. Mass. 1998).

171) Bankruptcy Reform Act of 1994, Pub. L. No. 103-394, § 603, 108 Stat. 4106 (1994).

172) Report of the National Bankruptcy Review Commission (October 20, 1997) [available at <http://govinfo.library.unt.edu/nbrc/reporttitlepg.html>] (last visited Dec. 23, 2013).

ど顧みられず¹⁷⁴⁾、法案化にすら至らなかった¹⁷⁵⁾。

(c) 故意または過失を要件とする判例

第1巡回区、第2巡回区および第9巡回区連邦控訴裁判所の判例は、過失があれば責任を負わせるのに十分であるとする¹⁷⁶⁾。その理由を詳細に説示した判例として、前記Hall v. Perry (In re Cochise College Park, Inc.) 事件判決（第9巡回区連邦控訴裁判所、1983年）¹⁷⁷⁾とLeBlanc v. Salem (In re Mailman Steam Carpet Cleaning Corp.) 事件判決（第1巡回区連邦控訴裁判所、1999年）¹⁷⁸⁾がある。これらの判例は、Mosser v. Darrow事件判決が管財人の損害賠償責任について用いるsurchargeという語が、「受認者に対し、故意または過失による信認義務の管理における不行跡についての個人責任を課すこと」を意味するものであり¹⁷⁹⁾、同判決の判旨が故意ある場合に限定するように読めるのは、当該事

173) Id. Chapter 3.3.2は、「管財人の個人責任」として、下記のとおり提案する。

「連邦倒産法第7章、第11章、第12章または第13章の事件において選任された管財人は、倒産法典に規定されている職務や、裁判所に対する完全な開示と関係人への聴聞の上で裁判所が命令を発し、同命令の範囲内で行われた行為については、個人としての地位において訴訟に服するべきではない。

倒産法第7章、第12章および第13章の事件の管財人は、代表者としての地位においてのみ訴訟に服するべきであり、個人としての地位においては、管財人の信認義務の履行において、重過失によって行動した場合に限り訴訟に服するべきである。重過失とは、管財人の信認義務に対する無謀な無関心 (reckless indifference)、または意図的な無視 (deliberate disregard) と定義されるべきである。(以下略)」[available at <http://govinfo.library.unt.edu/nbrc/report/19admini.html>] (last visited Dec. 23, 2013).

174) Gary Neustader, 2005: A Consumer Bankruptcy Odyssey, 39 Creighton L. Rev. 225, 230 (2006).

175) 同報告書発表後の1998年3月から、連邦議会下院司法委員会商事・行政法小委員会において、倒産法改正案の審議が開始されたが、そこで提出されていた法案 (105th Cong. H.R. 2500, H.R. 3150 and H.R. 3146) には、管財人の個人責任に関する規定は含まれていなかった。

176) In re Gorski, 766 F.2d 723 (2nd Cir. 1985); Hall v. Perry (In re Cochise College Park, Inc.), 703 F.2d 1339, 1357 (9th Cir. 1983); LeBlanc v. Salem (In re Mailman Steam Carpet Cleaning Corp.), 196 F.3d 1, 2 (1st Cir. 1999).

177) Hall, 703 F.2d at 1357.

178) LeBlanc, 196 F.3d at 7.

案が偶々管財人の故意を認定した事案であったからとする。また、Hall v. Parry事件判決は判決理由中の脚注において、「Mosser事件判決からの引用文言は、管財人が自ら雇用した者の行為について課される責任の性質が、厳格責任 (strict liability) ではなく、管財人自身の何らかの過失を要することを示しているにすぎない。Mosser v. Darrow事件判決は、そのような過失の提示がされた場合に個人責任が生じないと判示したのではない。」¹⁸⁰⁾と指摘する。

(3) 管財機関の個人責任の免除

狭義の信託において、受託者による信託違反の責任の免除は、信託設定の際の信託条項における責任制限条項や、受益者による事前承認や事後追認によって可能とされている (統一信託法典1008条、1009条参照)。しかしながら倒産手続の管財機関については、信託設定行為が存在しない故に前者の方法を採用ことは不可能である。また後者の方法も、前記(2)のとおり、倒産手続においては一般的に多数の一般債権者をはじめとする多種多様な利害関係人が受益者であることに鑑みれば、現実的には実現が困難である。一方で、管財機関は裁判所の成員 (officer of the court) として¹⁸¹⁾、裁判上の手続である倒産手続の処理を担っていることから、裁判官に準じた免責法理の適用の可否が問題となる。

(a) 派性的司法免責

Mosser v. Darrow事件判決は、判旨後段の部分で、債権者および利害関係人への通知と裁判所の承認があれば、管財人の信託義務違反に基づく個人責任

179) Hall, 703 F.2d at 1357; LeBlanc, 196 F.3d at 7 は、Black's Law Dictionaryの旧版 (Black's Law Dictionary 1292 (rev. 5th ed. 1979); Id., at 1441 (6th ed. 1990)) の記述を引用する。ただし最新版 (Black's Law Dictionary 1579 (9th ed. 2009)) では、“The amount that a court may charge a fiduciary that has breached its duty” として、故意や過失の程度について言及していない。

180) Hall, 703 F. 2d at 1357, FN 26.

181) このことは1898年連邦破産法の時代から判例が述べている。For example, see Vass v. Conron Bros. Co., 59 F.2d 969, 970 (2^d Cir. 1932); In re Power, 115 F.2d 69, 72 (7th Cir. 1940).

は免除される旨を判示している。この責任免除の法的根拠について、後の連邦控訴裁判所判例は、派生的司法免責（derived judicial immunity）（または準司法免責（quasi judicial immunity））によるものとしている¹⁸²⁾。この法理が派生する元である司法免責（judicial immunity）とは、裁判官は、その職務の遂行中の行為については、一般には民事・刑事の責任を負うべき場合であっても、個人として法的責任を免ぜられるという判例法理である¹⁸³⁾。司法免責の実質的理由として、判例は、①良心に基づいて裁判を行う自由の確保、②裁判の対象となる事項の複雑性、③敗訴者による裁判官への報復の防止、④裁判内容自体については上訴、裁判官の制裁としては弾劾という代替的手段があることなどを挙げる¹⁸⁴⁾。

倒産手続の機関に対し司法免責を適用した裁判例は、レシーバー¹⁸⁵⁾や、レフェリーおよび管財人¹⁸⁶⁾に対するものが、1898年連邦破産法の時代に既に存在していた。現行連邦倒産法下の判例を見ると、司法免責が派生的に適用される根拠は、管財人の行為が司法的な性質を有することに着目するものと、行為が倒産裁判官の明示的な許可または承認を得ていたことに着目するものに大別することができる¹⁸⁷⁾。

182) *Boullion v. McClanahan*, 639 F.2d 213, 214 (5th Cir. 1981); *Lonneker Farms, Inc. v. Klobucher*, 804 F.2d 1096, 1097 (9th Cir. 1986); *Yadkin Valley*, 819 F.2d at 76; *In re San Juan Hotel Corp.*, 847 F.2d 931, 937 (1st Cir. 1988).

183) 田中・前掲注87) 483頁。連邦不法行為請求法（Federal Tort Claims Act, June 25, 1948, ch. 646, Title IV, 62 Stat. 982）が1946年に制定される前は、主権免除（sovereign immunity）の法理により、公務員の職務上の不法行為につき連邦政府に対する損害賠償請求は認められておらず、公務員個人に対する責任追及が行われていたが、裁判官の司法免責はそのような時代から既に確立していた。司法免責を認めたリーディング・ケースとしては、*Bradley v. Fischer*, 80 U.S. 335, 351 (1871) がある。

184) *Pierson v. Ray*, 386 U.S. 547, 553 (1967); *Crowe v. Lucas*, 595 F.2d 985 (5th Cir. 1979); *Supreme Court of Virginia v. Consumers Union*, 446 U.S. 719 (1980); *Stump v. Sparkman*, 435 U.S. 349, 98 S. Ct. 1099, 55 L. Ed. 2d 331 (1978).

185) *Kermitt Constr. Corp. v. Banco Credito y Ahorro Ponceno*, 547 F.2d 1, 3 (1st Cir. 1976); *T & W Investment Company, Inc. v. Kurtz*, 588 F.2d 801 (10th Cir. 1978).

186) *Smallwood v. United States*, 358 F. Supp. 398, 401-02 (E.D. Mo. 1973).

(b) 司法的性質を有する行為

Lonneker Farms, Inc. v. Klobusher事件判決（第9巡回区連邦控訴裁判所、1986年）¹⁸⁸⁾は、原告・控訴人の倒産裁判官および管財人に対する損害賠償請求を主張自体失当として棄却したが、傍論において、管財人は司法手続に不可欠の部分を担当者であり、派生的司法免責の適用を受ける特権を有する旨を判示した。

管財人の行為の司法的性質の有無が実質的に争われた事案の判例として、In re Castillo事件判決（第9巡回区連邦控訴裁判所、2002年）がある。同判決の事案は以下のとおりである。第13章手続において、管財人が計画の承認のための審尋期日を指定したが、債務者に対する通知をしなかったため、債務者は期日に出頭せず、事件は却下された。債務者の不服申立てにより、裁判所は事件の却下決定は撤回したが、同却下決定により開始されていた譲渡担保に基づく住宅の売却手続の撤回は認めなかった。そのため、債務者は、管財人に対する提訴の許可を倒産裁判所に申請し許可を得た。この許可に対する管財人による不服申立てに係る上訴審判決である本判決は、派生的司法免責は、倒産財団に関する権利に対する裁判的作用に不可欠な機能についてのみ適用されるとした上で、倒産手続の期日管理は司法的機能に属し、期日指定と通知は純粋な事務的行為とは異なる裁量的機能の一部であるから、司法免責の適用対象であるとした¹⁸⁹⁾。

(c) 裁判官の明示的な許可または承認を得た行為

前記Mosser v. Darrow事件判決（連邦最高裁判所、1951年）は、判旨の後半部分において、管財機関が、事前に裁判所、債権者および利害関係人¹⁹⁰⁾に対し重要な事実を率直に告知・開示した上で裁判所の承認を得た行為につき、個

187) E. H. McCullough, *supra* note 143, at 169.

188) Lonneker Farms, Inc. v. Klobucher, 804 F.2d 1096, 1097 (9th Cir. 1986).

189) Curry v. Castillo (In re Castillo), 297 F.3d 940, 948-953 (9th Cir. 2002). この判決の判断方法は、Antoine v. Byers & Anderson, 508 U.S. 429, 430 (1993) が採用したものであり、①関連する公務員に、歴史的に免責が認められていたか否か、および②裁判官と同等の機能を行っていたか否かで判断すべきとした。

人責任を免除される旨を判示したが、当該事案では事実の開示が適切に行われなかったとして、責任を免除しなかった¹⁹¹⁾。同判決は、管財人が裁判所の許可や承認を得るに先立って重要な事実の開示を行うべき相手方として、裁判所だけでなく債権者と利害関係人を挙げている。これは、許可や承認の主体である裁判所への情報提供に加えて、実質的な利害関係を有する債権者等の倒産手続の受益者¹⁹²⁾が、事前に異議ないし不服を述べる機会を保障し、適切な許可や承認の判断が行われることを企図したものと解される¹⁹³⁾。

現行連邦倒産法施行後、裁判官の明示的承認に着目して派生的司法免責の適用を行った判例として、*Boullion v. McClanahan*事件判決（第5巡回区連邦控訴裁判所、1981年）がある¹⁹⁴⁾。同判決は、債権者が、第7章手続の管財人に対し、財産評価人の選任や財団資産の売却に関する信託義務違反を主張して損害賠償を請求した事案において、裁判官に対する司法免責について述べた上で、本件の管財人は、問題とされた行為を倒産裁判官の監督の下で承認を得て行ったことから、派生的な責任免除の特権を有する旨を判示し、第一審の請求棄却判決を是認した。

裁判官の明示的な許可または承認による免責の具体的理由を説示した判例として、前記*LeBlanc v. Salem*事件判決（第1連邦巡回区控訴裁判所、1999年）がある。同判決の事案は以下のとおりである。債権者である原告は、第7章手続の管財人が、債務者と第三者間で締結されていた和解契約を撤回する権利を、倒産裁判所の許可を得て財団から放棄したことについて、過失による信託義務

190) 重要な事実を開示すべき相手方について、後の裁判例には「債権者」(*In re San Juan Hotel Co.*, 847 F.2d at 942)あるいは「利害関係人」(*Schechter*, 182 B.R. at 220)としたものもある。

191) *Mosser*, 341 U.S. at 274.

192) 狭義の信託では、統一信託法典1009条が、信託義務違反の責任の免除について重要な事実を開示し同意を得るべき相手方は受益者と規定した上で、同意が受託者の不当な勧誘によって得られたものではないことや、同意の時点で受益者が自身の権利を認識していることを要件とする。

193) *Radwan*, *supra* note 143, at 553.

194) *Boullion v. McClanahan*, 639 F.2d 213, 214 (5th Cir. 1981).

違反である旨を主張し、倒産裁判所に対審手続 (adversary proceeding) を申し立てた。倒産裁判所は派生的司法免責を適用してサマリ・ジャッジメントにより請求棄却判決をし、控訴裁判所は本判決により第一審判決を是認した。判旨は、前記Mosser v. Darrow事件判決 (連邦最高裁判所、1951年) を引用し、管財人は、全面的開示を裁判所および債権者に対し行った上で、倒産裁判所の明示的承認を得て行動する限り、絶対的免責の特権を有しているとした。その理由として、仮に、裁判所の命令を実行する管財人の行為に対する訴訟を許した場合、管財人が裁判所の命令に対する不満の矛先となり、倒産裁判所と管財人の間の非生産的な緊張関係を生むおそれがあることを挙げた¹⁹⁵⁾。

(4) 小括

管財機関の職務遂行規範に関する一般的基準につき、現行倒産法は明文規定を有しておらず、1898年連邦破産法下と同様に、管財機関が債務者財産の管理処分につき、受認者として信認義務を負うと関する判例理論に求めている。信認義務の中核をなす内容、すなわち忠実義務による禁止・制限の対象となる行為や、注意義務の水準については、前記3(3)で述べたように、信託受託者の信認義務とほぼ同様である。これに対し、現在議論が盛んな前記4の諸論点は、信認義務の言わば辺縁領域にある技術的な問題であり、これらをもって、管財機関の信認義務が、信託理論と無関係な独自の体系であると評することは適切ではない。むしろ、信託受託者の信認義務の中核を管財機関にも類推適用する上で、必要な限りで細部の修正が施されているにすぎないと見るべきである。

なお、イギリスでは、管財機関が信認義務を負うことが倒産法の規定上明らかにされた19世紀末以降、信認義務をめぐる判例は減少しており、議論はアメリカと比べて盛んではない。その要因として、イギリスでは公的な監督機関である管財官の積極的な管財業務への関与¹⁹⁶⁾に加え、管財機関への就任要件で

195) LeBlanc, 196 F.3d at 7-8.

196) 管財官が自ら管財人や清算人に就任することができる (イギリス1986年倒産法 (Insolvency Act 1986, c.45) 136条(2)、287条、293条(3)、295条、296条参照)。

ある倒産実務家資格（insolvency practitioner）の制度¹⁹⁷⁾が、管財人の職務遂行の事前的な適正確保手段として実効性を有していることが推測される。これに対しアメリカでは、公的な監督機関である連邦管財官が恒久的制度となった後も、債権者等の利害関係人の事後的救済方法として、管財人に対する個人責任の追及が依然重視されているものと思われる¹⁹⁸⁾。

五 おわりに

アメリカ合衆国における倒産手続の管財機関の生成と、その過程に信託理論が及ぼした影響については、以下のように総括することができる。

アメリカにおける信託の概念は、かつてはイギリスと同様に、狭義の信託以外の信託類似の関係も含む広範な概念であったが、19世紀中ごろから両者は徐々に区別されるようになった。連邦破産法が断続的施行にとどまっていた19世紀において、管財機関が行う債務者財産の管理処分は、広義の信託ないし信託関係に属するものとして、信託理論の一部が適用されることとなった。この時代における信託理論の主たる適用場面は、管財機関の管理処分の対象として隔離される債務者財産の性質や、会社の清算における会社債権者の株主に対する優先性の根拠などであり、当時未整備であった倒産や会社清算に関する法理論の間隙を埋める役割を果たした。

恒久的な連邦法としての倒産法である1898年連邦破産法が成立した後は、破産手続の管財人につき、狭義の信託の受託者と類似する信託義務を負っているとする判例が現れた。それらの判例は、信託義務の中核である忠実義務や注意義務を、管財機関の不当な職務遂行により損害を受けた利害関係人の事後的救済の指針として用いることによって、管財機関の職務遂行上の行為規範として

197) 同法390条(2)、391条。

198) David A. Skeel, Jr., *Bankruptcy Lawyers and the Shape of American Bankruptcy Law*, 67 Fordham L. Rev. 497, 504 (1998) は、連邦管財官創設後も、アメリカ倒産法は職権管理型の制度に移行したわけではないと指摘する。

の機能も果たすようになった。

さらに、現行連邦倒産法制定後は、管財機関の信認義務に関し、①信認義務を負う相手方である受益者の範囲、②注意義務違反の責任の成立に要する故意・過失の程度、および③派生的司法免責による責任の免除についての議論が盛んである。これらは、狭義の信託受託者が負う信認義務を管財人に適用するのに必要な技術的修正であり、信認義務の中核をなす忠実義務や注意義務は、信託受託者が負うものと基本的に同内容であることは揺らいでいない。

わが国の倒産法の解釈論としても、管財人の法的地位や財団の法的性質について、信託類似の関係とする受託者説がかねてから提唱されており¹⁹⁹⁾、連邦倒産法における管財機関の名称がtrusteeであることはよく知られている。しかし、アメリカ倒産法におけるtrusteeの法的地位、とりわけ信認義務について、狭義の信託のtrusteeとの異同は、これまで必ずしも十分に紹介されていなかった。もとより、管財人の法的地位は、対内的には財団財産の管理処分、対外的には手続開始前からの未履行契約や、手続開始後の第三者との取引あるいは不法行為など、財団を取り巻く法律関係を理解する上で基点となるものであるところ、アメリカ倒産法における管財人や財団をめぐる法律関係を理解する前提として、管財機関と信託理論の関係を理解することは有益であり、必要な前提であると思われる。

199) 霜島甲一『破産法体系』54頁（勁草書房、1990年）、加藤哲夫『破産法』〔第5版〕63頁（弘文堂、2009年）、中野貞一郎＝道下徹編『破産法（別冊法学セミナー・基本法コンメンタール）』〔第2版〕40頁〔池田辰夫〕（日本評論社、1997年）、中島弘雅『体系破産法Ⅰ破産・特別清算』95頁（中央経済社、2007年）。